

○国土交通省告示第八十一号

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和二年法律第六十号）の一部の施行に伴い、賃貸住宅管理業者登録規程等を廃止する告示を次のように定める。

令和三年三月一日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

賃貸住宅管理業者登録規程等を廃止する告示

次に掲げる告示は、廃止する。

- 一 賃貸住宅管理業者登録規程（平成二十三年九月三十日国土交通省告示第九百九十八号）
- 二 賃貸住宅管理業務処理準則（平成二十三年九月三十日国土交通省告示第九百九十九号）

附 則

（施行期日）

第一条 この告示は、令和三年三月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 本則第一号による廃止前の賃貸住宅管理業者登録規程の規定及び第二号による廃止前の賃貸住宅管理業務処理準則の規定は、この告示の施行の際現に賃貸住宅管理業者登録規程第三条第一項の登録を受けている者又は登録の申請をしている者については、賃貸住宅の管理業務等の適正化に

関する法律（令和二年法律第六十号）附則第一条本文の政令で定める日まで、なおその効力を有する。